

寝屋川市審議会等の委員公募実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、寝屋川市に設置された審議会等の委員が公募により選出されるものとされる場合における公募による選出方法等について必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画を進め、開かれた市政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱の対象となる「審議会等」とは、次の各号に掲げるものを除き、法律又は条例の定めるところにより執行機関の附属機関として設置されるもののほか、規則、要綱等に基づき設置される審議会、委員会、協議会等をいう。

- (1) 寝屋川市又は関係行政機関の職員のみを構成員としたもの
- (2) 自治体、関係機関等の団体が構成員となり組織された協議会等で、寝屋川市の執行機関内部に事務局が置かれているもの
- (3) 審議会等の内容が特に専門的又は技術的な事項に限られるもの

(募集の方法)

第3条 委員の募集は、次の各号に掲げる事項を広報及びホームページに掲載すること等により行うものとする。

- (1) 当該審議会等の設置目的及び審議内容
- (2) 公募の趣旨
- (3) 応募資格
- (4) 募集人員
- (5) 募集期間
- (6) 委員の任期
- (7) 応募方法
- (8) 選考方法及び選考結果の通知
- (9) 問い合わせ先

(応募資格)

第4条 公募による委員の応募資格は、原則として、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 寝屋川市の区域内に住所を有する者であること。ただし、審議会等の所掌事務によっては、寝屋川市の区域内に在る事務所若しくは事業所又は学校に勤務し又は在学する者を含むことができる。
- (2) 応募日現在において、寝屋川市の審議会等の委員（他の審議会等の委員に応募している者を含む。）になっていない者であること。
- (3) 市・府民税等を滞納していない者であること。
- (4) 寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

（選考）

第5条 選考は、応募書類及び論文の審査、面接その他の方法により、当該審議会等の事務を所掌する部局において行うものとする。

2 選考結果は、応募者全員に通知するものとする。

（事務）

第6条 委員の公募に係る事務は、当該公募に係る審議会等を所管する課等が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。